

公 示 日 : 2021 年 12 月 8 日(水)  
調達管理番号 : 21a00977  
国 名 : タジキスタン国  
担 当 部 署 : 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課  
調 達 件 名 : タジキスタン国小型農業機械のニーズにかかる情報収集・確認調  
査（農業機械化）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 農業機械化
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 2 月上旬から 2022 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.00、国内 0.25、合計 1.25
- (3) 業務日数 : 準備期間                              現地業務期間                              整理期間  
                                3 日    30 日    2 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 1 月 5 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ  
                            > 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

☆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいたても受領致しかねます。ご留意ください。

☆ 評 価 結 果 の 通 知 : 2022 年 1 月 21 日(金) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 26 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 33 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 20 点
  - ③ 語学力 5 点
  - ④ その他学位、資格等 12 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	農業機械化に係る各種調査
対象国・地域又は類似地域	タジキスタン／全世界
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特に無し。
- (2) 必要予防接種：新型コロナウイルスワクチン

#### 6. 業務の背景

タジキスタン共和国（以下、「当国」という。）は、アフガニスタンや中国を含む 4 か国と国境を接する内陸国である。石油・天然ガス等のエネルギー資源に乏しいことや旧ソ連からの独立後に発生した内戦の影響から、一人当たり GDP は 859 ドル（2021 年、世界銀行）と旧ソ連圏諸国において最低水準であり、人口の 73%（2018 年、世界銀行）が農村部に居住し、農業セクターは労働人口の 6 割以上を吸収する重要なセクターとなっている。従って、農業は経済的な面のみならず、食料確保の観点からも生産性の向上が重要な課題であるが、当国の農業生産性は、近隣諸国と比較しても低いレベルに留まっているのが現状である（ADB）。また、2020 年初頭より新型コロナ感染拡大の影響を受け国境が閉鎖されたことにより農産物の輸入が停止し、じゃがいもなど当国民の主食にあたる農産物の不足が顕著となり、国民の食糧を保障するためにも、農作物増産の必要に迫られている。

当国において農業生産性が低い最大の原因は、農業機械化が進んでいないことである。当国農業省によれば、トラクターは本来の必要台数の 14%、ハーベスターは 29%しか需要を満たしておらず、大半の農家は女性や子供も含めた一家総出での手作業で農作業を行っているのが現状である。また、国内で所有されている農機の多くが旧ソ連時代に導入されたものであり、使用できるものは

70%程度にとどまるなど、そのほとんどが本来の耐用年数を超えており、老朽化が進んでいる。

しかし、農業機械化に大きな障害となっているのは、ソ連からの独立後、それまで670あった集団農場が170,000~200,000ともいわれるデフカンと呼ばれる農家に細分化され、一農家あたりの平均耕作面積が0.5ヘクタール程度と零細な規模となってしまったことから、これら零細農家の農機へのアクセスが極めて困難な状況となっている。そこで、農業機械をある程度資金力のある農家や農協に対してレンタルやリースを通じて供給し、それら農家／農協が農業機械へのアクセスが困難な零細農家を対象とした農機サービスを行う事業の起業を促進することにより、それら農家を支援して農業生産性の改善を図るとともに、農村部における中小企業振興につなげていくことが求められている。

さらに、当国では一農家あたりの耕作面積が極めて小さい上、国土の93%が山岳地帯で山がちな地形であるため、耕地面積の拡大は難しい。一方、北部地域を中心に山すそのほとんどが果樹栽培に利用されているため、食糧作物の生産量向上のためには果樹と果樹の間を耕作地として有効利用することが求められている。そのためには、現在の主流であるベラルーシ製の大型農機ではなく、我が国が得意とする小型で小回りの利く農機が求められている。また、価格もベラルーシ製の大型農機よりも日本製小型農機の方が安価であるケースも見られる。

本調査は、タジキスタン国において農業機械化を促進するための無償資金協力案件の形成に向けて、リース方式を活用した零細農家の農業機械へのアクセスの可能性並びに日本製の小型農業機械の需要と優位性及び導入の可能性についての情報を収集・確認することを目的とする。

## 7. 業務の内容

受注者は、JICA 東・中央アジア部やキルギス事務所等と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の情報の収集・整理を行う。また、受注者は、東・中央アジア部が作成する報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2022年2月上旬）

ア. 担当分野に係るタジキスタン国の農業事情やこれまでの我が国の協力の成果・教訓を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目案（調査先機関を含む）、業務計画及び報告書目次案とタジキスタン側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。※同質問表はJICAにて露語へ翻訳の上、対処方針会議にて取り扱いを決定する。

- イ. JICA東・中央アジア部との協議の上で業務計画案（和文、英文）を作成する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。
- ウ. 対処方針会議に参加する。

（2）現地業務期間（2022年2月上旬～3月上旬）

- ア. JICAタジキスタン事務所等との打合せに参加し、調査計画について説明を行う。
- イ. タジキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、現状を把握する。
- ウ. タジキスタンにおける農業行政の概要に関し、以下の情報を収集・分析する。
  - ・ 国家開発計画、農業分野開発計画など上位計画や関連計画
  - ・ 農業関連法規、農業に係る関連機関の組織体制、財政状況、人的資源、業務状況に関連するデータ
- エ. タジキスタンにおける農業事情及び耕作の実態に関し、以下の情報を収集・分析する。
  - ・ 農業の概況（生産量、農作物の種類、農家、農地、等）
  - ・ 耕地及び耕作方法の概況（耕地面積、耕地の種類、耕作方法、農業機械化の現状）
  - ・ 農民の組織化、農業組合の現状（制度、ルール、組織化率、規模、男女比）と課題、
  - ・ 農家の状況（生活環境、生計状況、農業に関する社会規範・慣習、男女の作業分担等）
- オ. タジキスタンにおける農業機械化の現状を分析し、課題や促進する上での障害を抽出する。
  - ・ 農業機械化の現状と課題（関連事業、現状、維持管理体制など）
  - ・ タジクアグロリース社の機能と役割
  - ・ 農業機械の流通状況及び形態、構造及び品質
  - ・ 農業機械の維持管理、メーカー代理店の現状と課題
  - ・ 農業機械化を促進する上での障害と改善の可能性
  - ・ 日本製農業機械の導入の現状と課題
- カ. 小型農業機械の需要についてヒアリング等を通じて確認する。
  - ・ 小型農業機械の活用できる耕地や農法、地域等
  - ・ 活用できる小型農業機械の種類
  - ・ 小型農業機械の需要量
- キ. リース方式を活用した農機サービス事業の展開の可能性について、関

係機関や農家へのヒアリングを通じて確認する。

- ク. タジキスタンにおける日本製農業機械の優位性（価格、機能、品質、サービス等）と現地での流通、サービス体制を確認した上で、導入可能性について検討する。
- ケ. 日本製小型農業機械の導入の可能性のある特定の地域や作物を対象とした体系的な機械化計画案について検討する。
- コ. 無償資金協力により小型農業機械の整備を行う場合の必要な農機の種類と台数について抽出し、その理由や妥当性について分析するための情報を収集する。
- サ. 農家や農協など民間による農機サービス業を起業する場合について、モデルとなる経営計画のシミュレーションを行い、リース料の負担限度額やサービス料の徴収可能額について分析を行う。
- シ. 零細農家を対象に、日本製小型農機の導入の可能性についてヒアリング等を通じて探るためのワークショップを開催する。
- ス. 担当分野に係る現地調査結果をJICA タジキスタン事務所等に報告する。

### （3）国内整理期間（2022年3月上旬）

- ア 日本製農機を導入する体系的な農業機械化計画案を提案する。
- イ 帰国報告会に出席する。
- ウ 担当分野の報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （1）調査計画書案（和文、英文）

現地調査で実施する調査内容を関係者と共有するために作成。調査の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部、英文 3 部（和文は JICA 東・中央アジア部、JICA タジキスタン事務所、英文はこれらに加えて C/P 機関へ各 1 部）

### （2）業務完了報告書

2022 年 3 月 10 日(木)までに提出。全調査結果を記載。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ドシャンベ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱  
以下に記載の現地調査費については、JICA タジキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含まませんので、見積書への記載は不要です）。
  - ・車両関係費
  - ・その他

\* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地調査費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2022 年 2 月 5 日～3 月 6 日を予定しています。  
現時点で新型コロナウイルス感染症対策としての入国時の隔離措置はありません。
  - ② 現地での業務体制  
受注者は、単独での現地調査を予定しています。JICA タジキスタン事務所が調査を支援します。
  - ③ 便宜供与内容  
JICA タジキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舎手配：あり
    - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
    - エ) 通訳傭上：英語⇄露語の通訳を提供
    - オ) 現地日程のアレンジ：C/P との初回の協議のみアレンジします。
    - カ) 執務スペースの提供：なし。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課（TEL:03-5226-6692）にて配付します。
  - ・タジク・アグロリージング社から提出された要望機材リスト
  - ・中央アジア（キルギス、タジキスタン）中小企業金融に係る情報収集・確認調査 インテリムレポート
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・「中央アジア地域・キルギス・タジキスタン農業セクター情報収集・確認調査報告書」（国際協力機構、2015年5月）  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12237863.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タジキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとし

ます。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 本契約の精算報告書は 2022 年 3 月 14 日(月) 17 時までに提出をお願いします。この日時に提出が難しい証憑がある場合はその証憑のみを後日送付いただく等の対応をお願い致します。※帰国後、日本政府の水際対策による国内での隔離期間の隔離場所を自宅以外の有料の宿泊施設とする場合、最大 3 月 20 日までの日当・宿泊代の支払いに係る証憑書類がこれに該当します。

以上